



リスクマネジメント

クリタグループは、グループの持続的な成長と企業価値の向上を不確かなものにする事象をリスクと定義しています。リスクを低減・回避することにより、リスクによる損失や被害を最小としながら、取るべきリスクを明らかにして、事業の成長機会を逸失することがないように努めています。

クリタグループにおけるリスクの監視およびリスクマネジメントは、経営企画本部長を担当役員として推進しています。経営企画本部長は、各社の分析・評価を定期的に行うとともに、監視を継続し、その発生防止に努めています。また、経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合は、経営企画本部が対応の責任者と体制を立案し、代表取締役社長の承認を得て直ちに発令します。当該責任者は、速やかに対策を実行するとともに、リスクによる影響、是正の状況および再発防止策について、代表取締役社長および経営企画本部長に報告することとしています。

重大なリスクのうち、コンプライアンスに関するものはE&S委員会委員長を、安全衛生および災害に関するものは本部安全衛生委員会委員長を責任者としています。また、日常的な事業活動に直結したリスクについては、事業本部長および本部長を責任者として対応しており、そのほか、品質、環境、情報セキュリティおよび輸出規制など日常的リスクへの対応は、それぞれの担当部署が実施します。

経営企画本部長、各委員会委員長、事業本部長および本部長は、リスクマネジメントの推進状況を定期的に取り締役に報告するとともに、重大なリスクの発生、結果に関して適宜、取締役会および監査役に報告しています。また、各グループ会社の取締役会は、リスクマネジメントの推進状況について定期的に当社の主管本部・事業本部に報告しています。リスクマネジメントの実施状況、改善状況のモニタリングは、監査室を責任部署として実施しています。

内部統制システム

クリタグループは、会社法の施行に対応して2006年5月に「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役に於いて制定し、内部統制の強化を図っています。本方針は、取締役会決議に基づき適宜改定を実施しています。

クリタグループの内部統制システムは、大きくは「業務の適正を確保するための体制」と「監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制」に分けられ、それらの体制を整備し、適切な運用を図っています。前者については、①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することの確保、②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理、③損失の危険の管理に関する規程のほか、④取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保、⑤当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正

の確保、について定めています。後者については、①監査役による職務を補助すべき使用人に関する事項、②当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役会への報告、について定めています。

クリタグループは、財務報告を適正に行うため、金融商品取引法に則った「内部統制報告制度」を整備し、運用します。本制度の運用におけるモニタリング、改善勧告および改善支援は監査室を責任部署として実施します。なお、「当社内の業務プロセス統制」、「連結子会社の全社的な視点からの財務報告プロセス統制」に関するモニタリング、改善勧告および改善支援については、経営企画本部財務経理部がその一部を担っています。